

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 1 月 10 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 前田 豊

◎調達機関番号 606 ◎所在地番号 13

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 購入等件名及び数量  
施設維持管理業務（清瀬地区） 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書のとおり。
- (4) 履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年  
3 月 31 日
- (5) 履行場所 独立行政法人労働安全衛生総合研  
究所 〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1 - 4 - 6
- (6) 入札方法  
入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に  
消費税等相当額を加えた金額とする。

### 2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる  
者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であっ  
て、契約締結のために必要な同意を得ている者は  
この限りでない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、そ  
の事実があった後 2 年間を経過している者であ  
ること。なお、これを代理人、支配人その他の  
使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製  
造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量  
に関して不正の行為をした者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価  
格を害し若しくは不正な利益を得るために連  
合した者。
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約  
を履行することを妨げた者。
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の  
執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった

者。

⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供」でA,B又はC等級に格付けされている者。

(4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係 電話 042-491-4512

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所 入札説明書を参照。

(4) 入札、開札の日時及び場所 平成25年3月4日14時00分 独立行政法人労働安全衛生総合研究所本部棟1階第二会議室

### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した役務を履行することができることを証明する書類を開札日の前日までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行

できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entry : Yutaka Maeda President of Japan National Institute of Occupational Safety and Health
- (2) Classification of the products to be procured : 75
- (3) Nature and quantity of the products to be manufactured : Building Maintenance , 1 set
- (4) Fulfillment period : From April 1, 2013 through March 31, 2015
- (5) Fulfillment place : Japan National Institute of Occupational Safety and Health
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
  - ① have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consento necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
  - ② a) not intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or not committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under a contract,
    - b) not disturbed the enforcement of fair competition, impaired fair pricing, or conspired with others to gain improper profits,
    - c) not blocked a successful bidder from

- executing a contract, or not prevented a contractor from performing his obligations under a contract,
- d) not prevented government officials from performing their duties in exercising supervision or making an inspection,
  - e) not failed to perform his contractual obligations without just cause,
  - f) not hired anyone who committed any of the foregoing acts within the last two years as an agent, manager or employee for the performance of a contract,
- (7) Have Grade A or B or C on “provision of services” on in terms of the qualification for participating in tenders by Director, Accounts Division, Minister’s Secariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2010 , 2011 and 2012
- (8) Date and Time for tender : 14:00 , 4 March , 2013
- (9) Contact point for the notice : Accounting Section, Japan National Institute of Occupational Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi, Tokyo 204-0024 Japan.
- TEL 042-491-4512

# 入札説明書

- 1 競争に付するもの  
施設維持管理業務 一式
- 2 仕様・規格  
別添「業務仕様書」のとおり。
- 3 入札説明会の日時及び場所  
日時 平成25年1月30日（水） 14時00分  
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所清瀬地区  
本部棟1階第二会議室
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
日時 平成25年3月4日（月） 14時00分  
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所清瀬地区  
本部棟1階第二会議室
- 5 入札心得
  - (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した2年間分の総価に消費税等相当額を加えた金額をもって入札すること。
  - (2) 落札者は、本公告に示した役務を履行できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者とする。  
このため、当該最低価格で入札を行った者について、入札説明書添付資料1の契約前提条件を確認後、契約を締結する。
  - (3) 入札書の形式は任意とする。
  - (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
  - (5) 入札書には、社名及び代表者印を押印すること。
  - (6) 法人の代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
  - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
  - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
  - (9) 同額の最低価格で入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、契約締結の第一優先権を与える者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務  
この入札に参加を希望する者は、入札公告2(3)の競争参加資格を有することを証明する書類を開札日の前日までに提出しなければならない。

7 入札の無効

本条項に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

8 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 その他

仕様の不明点、入札書類等に関する事は独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせして下さい。

Tel042-491-4512（内線 229）松下、水落

## 入札説明書添付資料

### 1 契約前提条件

- ① 予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った者には、契約締結の優先権第一位の権利を与えるものとする。
- ② ①の者は、入札の日を含め3日以内に、契約履行の資格資質能力が確実であると確認できる書面の写し等を理事長に提出しなければならない。
- ③ ①の者は、仕様書に基づき作業の詳細を定めた業務マニュアルを速やかに作成し管理責任者と協議を行わなければならない。当該協議は入札の日を含めて7日以内に行なうこととし、協議終了をもって契約の締結を行う。

### 2 その他

- ① 落札者は請負業務を下請けに行わせてはいけない。
- ② 契約の締結に当たり、配置予定要員の資格資質能力経験等によって、当研究所が必要と認める場合には、契約期間開始前に要員の研修を目的とした業務委託契約を本件調達とは別に締結しなければならない。
- ③ 本部棟については、延べ床面積が3,000平方メートル以上のため建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）の定める特定建築物に該当する。そのため契約締結後、直ちに所管の保健所に対して建築物環境衛生管理技術者の選任届を提出するとともに、その写しを当研究所に提出すること。
- ④ 請負代金の支払いについては、総契約額の24分の1に相当する額を、毎月末に当研究所が役務の完了を確認後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

# 業 務 仕 様 書

## 1 警備保安業務

### (1) 警備保安対象物

東京都清瀬市梅園1丁目4番6号

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区

敷地面積 35,302㎡

建物面積 延 17,903㎡

建物等配置図 別紙配置図のとおり。

### (2) 総 則

- ① 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区（以下「研究所」という）の敷地、建物並びに建物に附属する設備その他の設備装置等の警備、秩序の維持及び安全保持等に努め、研究所の円滑なる運営に寄与することを目的とする。
- ② 受託者は、派遣警備員（以下「警備員」という）の勤務態度・用語等について、指揮・監督するとともに、管理責任者（労働安全衛生総合研究所総務部長）と連絡を密にして研究所の警備保安業務の万全を期するものとする。
- ③ 警備員が、病気その他の事情により、勤務に支障をきたす場合、又は勤務要員に欠員を生じた場合には、代替員を派遣して、研究所の警備保安業務に支障のないようにするものとする。
- ④ 管理責任者は、警備員について職務の遂行上不相当と認めた場合には、いつでも当該警備員の派遣を拒否できるものとする。
- ⑤ 受託者は、警備員の労働条件等が、労働基準法その他の諸法令に抵触しないように、勤務割等について充分注意するものとする。
- ⑥ 警備員は、事故発生時、その他研究所の警備上で管理責任者に連絡する必要があると認めた場合には、管理責任者に連絡して、その指示に従って措置するものとする。

### (3) 警備員の資格及び要員数

- ① 警備員は、身体強健の者とする。
- ② 受託者は、交代制により警備を行うものとし、警備員の氏名はあらかじめ委託者に報告するものとする。

### (4) 勤務時間

午前9時から翌日午前9時までとする。（なお、閉門中は仮眠可。）

### (5) 警備の業務の内容

- ① 開門（午前8時00分）及び閉門（午後11時）
- ② 研究所内外（敷地を含む）のパトロール警備（1日7回）
- ③ 火災・盗難等事故の予防及び早期発見並びにその応急措置
- ④ 無許可駐車点検
- ⑤ 研究所内外の秩序保持



- ⑥ 外来者に対する受付及び案内
- ⑦ 遺失物・拾得物の取扱い
- ⑧ 各棟各室の鍵の授受
- ⑨ その他管理責任者の特別指示事項
- ⑩ 研究所の時間外（午後6時30分から午前9時までの間）の電話の応対、取り次ぎ

(6) 遵守すべき事項

① 服 務

警備員は制服・制帽を着用し、常に容姿を正しく、規律を厳守し警務の万全を期さなければならない。

② 緊急事態発生時措置

火災その他緊急事態が発生した場合には、警備員は直ちに適切な処置をとり、被害の拡大防止に努め、管理責任者に速報するとともに関係機関に連絡し、臨機の措置を講じなければならない。

③ 報 告

警備日誌には、日々の警備状況・巡回・結果・不審者等に対する措置その他必要事項を記入し、管理責任者に報告しなければならない。

④ 秘密保持

警備員は、職務上知ることのできた委託者の秘密事項を漏らしてはならない。

(7) 研究所内外の巡回

① 警備員は巡回にあたって、特に次の事項に注意しなければならない。

- イ 電気・ガス装置、危険物類貯蔵所、塵芥置場の異状の有無
- ロ 消火器・消火栓、その他の消火器具並びに防火設備、避難施設の異状の有無
- ハ 各棟の窓、扉等の施錠の確認
- ニ 侵入盗、不審者の発見、排除及び侵入可能箇所の点検
- ホ その他前各号のほか、警備目的上必要な事項

② 警備員は、近火、暴風雨等警戒発令時その他必要があると認めた場合、又は管理責任者の指示があった場合は、巡回の回数を増加し警戒を厳重にしなければならない。

③ 警備員が、巡回にあたって異状を認めたとき、又は修繕・改善を要すると認めたときは、遅滞なく管理責任者に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

④ 警備員は、研究所内外を巡回した結果を警備日誌に記載しなければならない。

(8) 外来者の取扱い

① 警備員は、外来者に対しては、親切丁寧に応対し、不快感を与えるようなことがあってはならない。

② 警備員は、次のとおり対処するとともに措置結果について管理責任者に報告しなければならない。

- イ 研究所に出入りする者について、挙動不審と思われる者がいるときは、身分証明書の提示を求め、又は氏名・用件等をたずねる等により適切な措置をとること。
- ロ 銃器、凶器その他危険物を携帯し、又は研究所を汚損するおそれのある汚液その他不潔物を持ち込もうとする者がいるときは、これを制止すること。
- ハ 精神錯乱又は泥酔により、他人に迷惑をかけるおそれのある者が研究所に入ろうとするときは、これを制止すること。

ニ 機械器具、材料等の物品を研究所外に搬出し、又は研究所内に搬入しようとする者があるときは、持出証明書、納品書又はこれに代る証拠書類の提示を求め現品と照合し確認すること。

ホ 敷地内に無断駐車しようとしている車を発見したときは、これを制止し、無断駐車している車は、極力排除に努めること。

③ 警備員は、前記イからホの措置をとったときは、警備日誌に記載しなければならない。

(9) 研究所の保全・秩序維持

警備員は、研究所の保全及び秩序を維持し、危害を防止するため、管理責任者の指示に従い、次の事項を遵守するよう努めなければならない。

① 職務のため研究所内に宿泊する者があったときは、所属、氏名等を記録して警備日誌により報告をすること。

② 研究所において、許可なくして、物品の販売・宣伝・契約の仲介その他これらに類する行為を行い、又は本来の目的以外に研究所を利用しようとする者があるときは、これを制止すること。

③ 研究所において許可なくして、宣伝ビラを配布若しくは散布し、又は指定場所以外の場所に、貼紙・看板等これら類するものを掲示しようとする者があるときは、制止を行うこと。

④ 喫煙その他災害予防上危険な行為を行う者があるときは、制止を行うこと。

(10) 遺失物・拾得物の取扱い

警備員は、研究所において遺失物を発見し、又は拾得物の届出があったときは、直ちに現品を添えて管理責任者に届けなければならない。

(11) 勤務計画

警備員の勤務計画に変更があるときは、前月の25日までに管理責任者に書面をもって報告しなければならない。

(12) 服装及び装具

研究所の警備業務に必要とする制服・制帽・靴・警笛・懐中電灯等については、受託者側において負担するものとする。

(13) 協議事項

警備の業務にあたり、次の事項については委託者及び受託者間において協議決定するものとする。

① 警備員の待機室の使用

② 事故発生時における連絡先の指定

③ 警備業務の細部事項

④ その他警備業務に必要と認められる事項

## 2 清掃業務

### (1) 清掃業務の場所

#### ① 本部棟

##### 1 F

玄関ホール（硬質床）	204 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
廊下（弾性床）	55 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
階段（弾性床）	29 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
図書閲覧室	163 m <sup>2</sup>	日常	2か月1回
	〃	定期	2か月1回
図書資料室（弾性床）	176 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
第2会議室（弾性床）	94 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
厚生室（繊維床）	80 m <sup>2</sup>	定期	月1回
湯沸室・脱衣室・浴室（弾性床）	14 m <sup>2</sup>	定期	月1回
情報公開窓口（弾性床）	39 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
便所（硬質床）	37 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
エレベーター	1基	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1式	定期	月1回

##### 2 F

ホール（弾性床）	135 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
廊下（弾性床）	55 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
階段（弾性床）	36 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
大講義室（弾性床）	264 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
総務課会議室（繊維床）	31 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
総務課事務室（繊維床）	113 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
理事長室（繊維床）	37 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
労働災害調査分析センター（繊維床）	37 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
理事室（繊維床）	47 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
理事室（繊維床）	47 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回
総務課システム室（弾性床）	18 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2か月1回

総務課会議室（繊維床）	1 8 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
監事室（繊維床）	4 7 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
更衣室（弾性床）	1 4 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
湯沸室（弾性床）	5 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
便所（硬質床）	3 3 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
3 F			
廊下（弾性床）	7 8 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
階段（弾性床）	3 6 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
研究企画調整部室（繊維床）	9 2 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
第一会議室（繊維床）	9 2 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
安全数理解析室（弾性床）	4 4. 5 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
安全管理研究室（弾性床）	4 4. 5 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
研企部・センター資料室（弾性床）	7 6 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
物品庫（弾性床）	3 7 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
災害情報作業室（弾性床）	3 7 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
湯沸室（弾性床）	3 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
便所（弾性床）	2 5 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
4 F			
廊下（弾性床）	7 8 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
階段（弾性床）	2 3 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
	〃	定期	2 か月 1 回
災害資料室（弾性床）	1 1 5 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
災害資料閲覧室（弾性床）	3 7 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
データベース化作業室（弾性床）	4 7 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
外部研究員室（繊維床）	3 7 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
湯沸室（弾性床）	3 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
便所（弾性床）	2 5 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
1 F～2 F			
窓ガラス	5 8 8 m <sup>2</sup>	定期	年 3 回
② 機械安全システム実験棟			
廊下・階段・各実験室等 （硬質床 9 8 4 m <sup>2</sup> 、弾性床 5 9 3 m <sup>2</sup> ）	1, 5 7 7 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
便所（硬質床）	1 4 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃

※清掃範囲除外場所

工作室・制御システム解析室・温度実験室・耐ノイズ実験室・機械室・無響室・  
暗室・倉庫

③ 化学安全実験棟

廊下・階段・各実験室等（弾性床）	6 2 8 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
休養室（繊維床）	2 3 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
浴室・脱衣室・前室（弾性床）	1 1 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
便所（硬質床）	2 9 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1 式	定期	月 1 回

※清掃範囲除外場所

第 2 燃焼実験室・小型バッチプラント実験室・機械室・電気室・倉庫

④ 液体攪拌帯電実験室

便所（硬質床）	6 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
---------	------------------	----	------

⑤ 建設安全実験棟

廊下・階段・各実験室等 （硬質床 7 1 5 m <sup>2</sup> 、弾性床 5 3 4 m <sup>2</sup> ）	1, 2 4 9 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
休養室（繊維床）	1 3 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
湯沸室・シャワー室（弾性床）	8 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
便所（硬質床）	1 9 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1 式	定期	月 1 回

※清掃範囲除外場所

油圧ポンプ室・空調機室・電気室・暗室・倉庫

⑥ 環境安全実験棟

廊下・階段・各実験室等（弾性床）	9 3 5 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
休憩室（繊維床）	1 0 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
湯沸室・シャワー室（弾性床）	7 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
便所（硬質床）	3 0 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1 式	定期	月 1 回

※清掃範囲除外場所

映像解析室・機械室・倉庫

⑦ 電気安全実験棟

廊下・階段・各実験室等（弾性床）	1, 0 4 9 m <sup>2</sup>	定期	2 か月 1 回
仮眠室（繊維床）	1 7 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
湯沸室・脱衣室・浴室（弾性床）	1 6 m <sup>2</sup>	定期	月 1 回
便所（硬質床）	3 4 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1 式	定期	月 1 回

※清掃範囲除外場所

コンプレッサー室・着火試験室・機械室・電気室・倉庫

⑧ 材料・新技術安全実験棟

廊下・階段・各実験室等（弾性床）	2, 480 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
休養室（繊維床）	18 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
湯沸室・脱衣室・浴室（弾性床）	11 m <sup>2</sup>	定期	月1回
便所（弾性床）	38 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1式	定期	月1回

※清掃範囲除外場所

排ガス処理室・特殊雰囲気実験室・高温高压反応実験室・機械室・電気室・暗室・倉庫

⑨ 共同研究実験棟

廊下・階段・各実験室等 （硬質床50 m <sup>2</sup> 、弾性床541 m <sup>2</sup> 、繊維床578 m <sup>2</sup> ）	1, 169 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
仮眠室（繊維床）	25 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
シャワー室（弾性床）	9 m <sup>2</sup>	定期	月1回
湯沸コーナー（弾性床）	2 m <sup>2</sup>	定期	月1回
便所（弾性床）	37 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1式	定期	月1回

※清掃範囲除外場所 受変電室・倉庫

⑩ 配管等爆発実験施設

廊下・階段・各実験室等（弾性床）	672 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
仮眠室（弾性床）	10 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
湯沸室・脱衣室・浴室（弾性床）	7 m <sup>2</sup>	定期	月1回
便所（弾性床）	12 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃
寝具の日光消毒	1式	定期	月1回

⑪ 施工シミュレーション施設

観測室（繊維床）	29 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
廊下（弾性床）	15 m <sup>2</sup>	定期	2か月1回
便所（弾性床）	8 m <sup>2</sup>	日常	日常清掃

※清掃範囲除外場所 実験室、倉庫

(2) 清掃作業の内容

別添「清掃業務仕様書」のとおり。なお、清掃範囲除外場所の如何にかかわらず、各棟研究室等のゴミは日常清掃時に収集し捨てること。

(3) 屋外清掃

① 清掃範囲は、労働安全衛生総合研究所清瀬地区敷地内及び敷地外とする。

② 作業内容

- イ 草刈清掃（別図に示すとおり）（随時）
- ロ 落葉清掃（随時）
- ハ 紙屑等のゴミ拾い（随時）
- ニ 各棟屋上の清掃（ドレン清掃を含む）（適時）

③ 方法

イ 草刈清掃

雑草の除草（フェンスに絡みついた草を含む）を行う。

ロ 落葉清掃

- ・敷地内及び敷地外周道路の落葉の集積清掃を行うこと。特に火災の原因となりやすいフェンス際の落ち葉は、適時巡回し、集積清掃するよう努めること。
- ・集積物は、所定の集積場に置くこと。

(4) その他

① 定期清掃については、原則として当研究所の閉所日に行うこととし、管理責任者と連絡を密に行い、計画を立てて行うこと。

② 日常清掃については、研究所業務に支障を来すことのないように原則として毎日（当研究所の開所日に限る。）行うこと。

③ 清掃日誌（日常、定期）には、実施事項を記載し管理責任者に報告すること。  
なお、定期清掃については、各棟の清掃状況の写真を添付すること。

④ その他の事項については、その都度協議すること。

### 3 施設保守業務

#### (1) 総 則

研究所及び構内附属施設の電気・機械設備の運転、維持に努め、研究所の運営に支障のないよう万全を期するよう努めなければならない。

#### (2) 電気設備関係

##### ① 設備の明細

###### イ 電気室（電気関係一切）

変圧器・遮断器・受配電盤（監視制御盤含む）蓄電池等の電気室内設備の一切とする。

###### ロ 各 階

分電盤・制御盤・灯器及びコンセント並びに通信設備の一切とする。

##### ② 業務の内容

電気設備の日常操作並びに保守を主な任務とし、設備を円滑に利用し得るよう最善の努力を払い、故障が生じた場合は速やかに復旧に努めなければならない。

###### イ 日常操作・保守業務

外部塵埃・発錆の清掃除去、回転部分・可動部分の注油・油漏れの点検、計器類作動状態の点検・調整、異常音・異臭・異常熱等故障の兆候に対する注意と措置、負荷状態に対する注意、受電記録の作成、消耗品の補充を行うこと。

###### ロ 定期保守業務

据付・取付部分の点検、各部分解点検、絶縁抵抗試験、その他必要な定期点検・調整を行う。

##### ③ 作業日及び時間

イ 作業日は、原則として当研究所の開所日とする。

ロ 作業時間は、8時から17時までとする。

##### ④ 作業人員

###### イ 電気主任技術者1名

第3種電気主任技術者の資格を有し、関係業務に5年以上の経験を有する者とする。

ロ その他、必要に応じて係員を配置すること。

##### ⑤ その他

作業者の誤操作等による故障の修理は、受託者の負担とする。

#### (4) 機械等設備関係

##### ① 設備の明細

###### イ 機械関係

吸収冷温水機・クーリングタワー・空気調和設備・送排風機・各種ポンプ・各種水槽・衛生給排水設備・消防設備等設備の一切とする。

##### ② 業務の内容

機械等設備関係の日常運転並びに保守を主な業務とし、設備の正常円滑な運転を図り、建物の居住性を常に最適な状態におくように努めなければならない。空調送気時間は、原則として作業日の9時から17時までとする。

###### イ 日常運転・保守業務

外部塵埃・発錆の清掃除去、回転部分・可動部分の注油、ガス漏れの点検、計器類



・ポンプ類作動状態の点検・調整、異常音・異臭・熱の異常損失等故障の兆候に対する注意と措置、各階温度湿度の調整と記録、溢水・漏水等の点検・修理・通水作業、消耗品の補充、燃料消費記録の作成を行う。

ロ 定期保守業務

据付・取付部分の点検、ノズル・バーナー・各所バルブ等の点検、ダクト及び給排水口の管理点検、空気調和機フィルターの点検、各種自動装置の点検、その他必要な定期点検調整を行う。

③ 作業日及び時間

イ 作業日は、原則として当研究所の開所日とする。

ロ 作業時間は、8時から17時までとする。なお、保守要員として1名を17時30分まで勤務に従事させるものとする。

④ 作業人員

イ 主任技術者1名

危険物取扱者乙種第4類並びに建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者で機械業務に5年以上従事した経験を有する者とする。また、主任技術者を、空調及び給排水等機械関係責任者と定める。

ロ 主任技術者は、管理責任者の指示に基づき空調給排水等機械関係の一切の業務の統轄指揮諸記録の作成、関係官公庁との連絡及び外注作業の監督立会等を行う。

⑤ その他

重要な修理を必要とすると認めた場合は、意見を附して直ちに管理責任者に報告する。

#### 4 樹木維持管理業務

##### (1) 作業内容及び回数

- |                          |                       |     |  |
|--------------------------|-----------------------|-----|--|
| ① 中低木管理工                 |                       |     |  |
| ・ 灌木刈込み工                 | 1, 460 m <sup>2</sup> | 年2回 |  |
| ・ 生垣刈込み工                 | 40 m                  | 年2回 |  |
| ② 草刈り工                   |                       |     |  |
| ・ 芝刈                     | 300 m <sup>2</sup>    | 年2回 |  |
| ③ 消毒工 (害虫駆除)             |                       | 年2回 |  |
| ④ 高木剪定 (別紙樹木リスト及び樹木図面参照) |                       |     |  |
| ・ 常緑樹                    | 84 本                  | 年2回 |  |
| ・ 落葉樹                    | 14 本                  | 年2回 |  |
| ・ 針葉樹                    | 45 本                  | 年2回 |  |
| ⑤ 雑工 (境界枝下ろし)            |                       | 年2回 |  |

##### (2) 注意事項

- ① 事前に年間工程表を提出し、管理責任者の承認を受けて実施する。
- ② 受託者は、樹木の特性、活力及び環境条件などを考慮し、細心の注意をもって業務にあたること。
- ③ 業務責任者は、管理責任者が指定する担当者との連絡を密にし、適正な業務の履行に努めるものとする。また、業務責任者は、受諾業務履行に必要な知識・技能・資格及び経験を有する者とする。
- ④ 作業時は安全に十分留意し、樹木等に損傷を与えた場合は、受託者の負担により現状回復すること。
- ⑤ 作業中は、常に施設区域内の整理整頓に心がけること。
- ⑥ 作業終了後は、管理責任者が指定する担当者の検査を受けること。

##### (3) 特記事項

- ① 樹木剪定は、樹種、形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- ② 樹木の枯れ枝、つるなども注意して除去する。
- ③ 低木刈込は、刈地原形を考慮し、樹種、形状に応じて最も適切な方法で行う。
- ④ 薬剤散布は、研究所職員、周辺住民に迷惑や損害を与えないよう実施する。
- ⑤ 敷地沿道に車両を配置して作業をする場合は、安全確保のために誘導員の配置等の必要な措置を講ずること。なお、占有許可申請や道路使用許可申請等の届出及び届出に要する費用は受託者の負担とする。
- ⑥ 受託者は、作業ごとに業務実施状況写真を撮影すること。写真はカラー写真とし、作業前、作業中、作業後の状況を同じ位置、同じ方向から撮影して、作業後に提出すること。
- ⑦ 業務上知り得た研究所等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、このことは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- ⑧ 作業に伴う発生材は、場外運搬すること。
- ⑨ 本契約の履行に当たり、仕様書等に記載がなく疑義が生じた場合は、管理責任者と協議し、その指示に従うこと。

## 清掃業務仕様書

2.1.1 表 弾性床の清掃作業 (1/2)

	作業項目	作業内容
日常清掃	1.除塵	
	1.1 自在箒又はフロアダスターによる除塵	1.自在箒、フロアダスター(ガストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	1.2 真空掃除機による除塵	1.真空掃除機で丁寧に吸塵する。
	2.水拭き	
	2.1 部分水拭き	1.汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	2.2 全面水拭き	1.床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
定期清掃	3.補修	
	3.1 空パフイング	1.人通りの多い床面を、パッドを装着した床磨き機で研磨する。
	3.2 スプレーパフイング(スプレークリーニング)	1.汚れた部分に、水又は専用補修液をスプレーし、パッドを装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。汚れが強い場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 2.削り取られたかすを取り除き、スプレーパフイングを行った箇所をきれいに拭いた後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。
	4.洗浄	
	4.1 表面洗浄	1.床面の除塵を行う。除塵作業は「1.除塵 1.1」又は「1.除塵 1.2」により行う。 2.適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 3.洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 4.吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 5.2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は「2.水拭き 2.2」により行う。 6.樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 7.樹脂床維持剤の塗布回数は2回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。

2.1.1 表 弾性床の清掃作業 (2/2)

	作業項目	作業内容
定期清掃	4.2 剥離洗浄	1.床面の除塵を行う。除塵作業は「1.除塵 1.1」又は「1.除塵 1.2」により行う。 2.適正に希釈した剥離洗剤をモップでむらのないように塗布する。 3.剥離用パッドを装着した床磨き機で洗浄する。 4.吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 5.剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は再度剥離作業を行う。 6.水をまき、床磨き機で洗浄する。 7.吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 8.3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は「2.水拭き 2.2」により行う。 9.樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 10.樹脂床維持剤の塗布回数は3回とする。

2.1.2 表 硬質床の清掃作業

	作業項目	作業内容
日常清掃	1.除塵 1.1 自在箒又はフロアダスターによる除塵 1.2 真空掃除機による除塵 2.水拭き 2.1 部分水拭き 2.2 全面水拭き	1.自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 1.真空掃除機で丁寧に吸塵する。 1.汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。 1.床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
定期清掃	3.補修 3.1 空パフイング 4.洗浄	1.人通りの多い床面を、パッドを装着した床磨き機で研磨する。 1.床面の除塵を行う。除塵作業は「1.除塵 1.1」又は「1.除塵 1.2」により行う。 2.床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。 3.洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 4.吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 5.2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は「2.水拭き 2.2」により行う。

2.1.3 表 繊維床の清掃作業

	作業項目	作業内容
日常清掃	1.除塵 1.1 真空掃除機による除塵	.真空掃除機で丁寧に吸塵する。
	1.2 カーペットスパーによる除塵	.床表面の粗ごみをカーペットスパーで回収して除塵する。
定期清掃	2.しみ取り	.水溶性、油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。
	3.補修(スポットクリーニング)	.除塵作業だけでは除去できない汚れの甚だしい区域について、部分的なクリーニングを行う。
	4.洗浄(全面クリーニング)	.カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。

2.2.1 表 玄関ホールの清掃作業 (1 / 2)

作業対象	作業項目	作業内容	
床の清掃	弾性床	2.1.1 表による。	
	硬性床	2.1.2 表による。	
	繊維床	2.1.3 表による。	
床	壁	定期 1.部分拭き	1.汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		定期 2.除塵	1.鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		定期 3.部分洗浄	1.固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
床	フロアマット	日常 1.除塵	1.真空掃除機で吸塵する。
		定期 2.洗浄	1.洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。
以外の	扉ガラス	日常 1.部分拭き	1.汚れの目立つ部分をタワで水拭き又は空拭きする。
		定期 2.全面洗浄	1.ガラス全面に水又は専用洗剤を塗り、窓用スクイジーで汚れを取る。
の清掃	什器備品	日常 1.除塵	1.タワ、ダストクロス等で埃を取る。
		定期 2.拭き	1.タワで水拭きする。
掃	灰皿 ごみ箱 金属部分	日 1.吸殻処理	1.吸殻を収集し、灰皿を拭く。
		日 1.ごみ処理	1.ごみを収集し、容器を拭く。
		常 1.除塵	1.タワ、ダストクロス等で埃を取る。
		常 2.磨き	1.専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。

2.2.1 表 玄関ホールの清掃作業 (2 / 2)

作業対象		作業項目	作業内容
床 以外 の 清 掃	照明器具	定期	1.拭き 1.洗剤（中性あるいは弱アルカリ性）を用いて、管球、反射板やカバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は溶剤で拭き取り、水拭きする。
	吹出口及び吸込口	定期	1.洗淨 1.吹出口、吸込口下の床面を養生する。 2.吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 3.吹出口、吸込口及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

2.2.2 表 事務室の清掃作業

作業対象		作業項目	作業内容
床 の 清 掃	弾性床		2.1.1 表による。
	繊維床		2.1.3 表による。
床 以外 の 清 掃	ごみ箱	日常	1.ごみ処理 2.2.1 表「ごみ箱 1.ごみ処理」による。
	照明器具	定期	1.拭き 2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。
	吹出口及び吸込口 ブラインド	定期	1.洗淨 1.拭き 2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗淨」による。 1.中性洗剤を用いて、羽根等を拭きあげる。

2.2.3 表 会議室の清掃作業

作業対象		作業項目	作業内容
床 清 掃	弾性床		2.1.1 表による。
	繊維床		2.1.3 表による。
床 以 外 の 清 掃	ごみ箱 什器備品	日常	1.ごみ処理 1.除塵 2.2.1 表「ごみ箱 1.ごみ処理」による。 2.2.1 表「什器備品 1.除塵」による。
	什器備品	定期	2.拭き 2.2.1 表「什器備品 1.拭き」による。
	照明器具 吹出口 及び吸 込口 ブラインド	定期	1.拭き 1.洗淨 1.拭き 2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。 2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗淨」による。 2.2.2 表「ブラインド 1.拭き」による。

2.2.4 表 廊下・エレベーターホールの清掃作業

作業対象	作業項目	作業内容		
床 清 掃	弾性床	2.1.1 表による。		
	硬質床	2.1.2 表による。		
	繊維床	2.1.3 表による。		
床 以 外 の 清 掃	壁	定期	1.部分拭き 2.除塵 3.部分洗浄	2.2.1 表「壁 1.部分拭き」による。 2.2.1 表「壁 2.除塵」による。 2.2.1 表「壁 3.部分洗浄」による。
	ごみ箱 扉	日常	1.ごみ処理 1.部分拭き 2.部分洗浄	2.2.1 表「ごみ箱 1.ごみ処理」による。 1.汚れた部分を、水又は専用洗剤を用いて拭く。 1.固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。
	照明器具 吹出口 及び吸 込口	定期	1.拭き 1.洗浄	2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。 2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗浄」による。

2.2.5 表 便所・洗面所の清掃作業

作業対象	作業項目	作業内容		
床 清 掃	弾性床	2.1.1 表による。		
	硬質床	2.1.2 表による。		
床 以 外 の 清 掃	壁	定期	1.部分拭き 2.除塵 3.部分洗浄	2.2.1 表「壁 1.部分拭き」による。 2.2.1 表「壁 2.除塵」による。 2.2.1 表「壁 3.部分洗浄」による。
	扉及び 便所へ だて	日	1.部分拭き 2.全面洗浄	1.汚れた部分を、水又は専用洗剤を用いて拭く。 1.全面を、専用洗剤を用いて洗浄する。
	ごみ箱		1.ごみ処理	2.2.1 表「ごみ箱 1.ごみ処理」による。
	洗面台 鏡		1.拭き 1.拭き	1.スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。 1.乾拭きして仕上げる。
	衛生陶 器		1.洗浄	1.専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同時に金属類も拭きあげる。
	衛生消 耗品	常	1.補充	1.トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
汚物容 器		1.汚物処理	1.内容物を処理し、容器を洗浄する。	
清 掃	照明器具 吹出口 及び吸 込口	定期	1.拭き 1.洗浄	2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。 2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗浄」による。

2.2.6 表 湯沸室の清掃作業

作業対象		作業項目			作業内容	
床 清 掃	弾性床	2.1.1 表による。				
	硬質床	2.1.2 表による。				
床 以 外 の 清 掃	壁	定期	1.部分拭き	2.2.1 表「壁 1.部分拭き」による。		
			2.除塵	2.2.1 表「壁 2.除塵」による。		
			3.部分洗浄	2.2.1 表「壁 1.部分洗浄」による。		
	扉	日	1.部分拭き	2.2.5 表「扉及び便所へだて 1.部分拭き」による。		
流し台 厨芥容 器	常	2.全面洗浄	2.2.5 表「扉及び便所へだて 2.全面洗浄」による。			
		1.洗浄	1.中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。			
換気扇 照明器 具 吹出口 及び吸 込口	常	1.厨芥処理	1.厨芥を処理する。			
		2.容器を中性洗剤で洗浄する。				
		1.洗浄	1.中性洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。			
具 吹出口 及び吸 込口	定期	1.拭き	2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。			
		1.洗浄	2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗浄」による。			

2.2.7 表 エレベーターの清掃作業

作業対象		作業項目			作業内容	
床 清 掃	弾性床	2.1.1 表による。				
	壁・扉 ・操作 盤 扉溝 フロアマット	日 常	1.部分拭き	1.汚れた部分を水又は中性洗剤で拭く。		
2.全面拭き	1.中性洗剤で拭きあげた後、水拭きして仕上げる。					
外 の 清 掃	フロアマット	常	1.除塵	1.真空掃除機などで除塵を行う。		
			1.除塵	2.2.1 表「フロアマット 1.除塵」による。		
の 清 掃	照明器 具 吹出口 及び吸 込口	定期	2.洗浄	2.2.1 表「フロアマット 2.洗浄」による。		
			1.拭き	2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。		
			1.洗浄	2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗浄」による。		



2.2.8 表 階段の清掃作業

作業対象		作業項目	作業内容
床 清 掃	弾性床	2.1.1 表による。	
	硬質床	2.1.2 表による。	
床 以 外 の 清 掃	壁	定期 1.部分拭き 2.除塵 3.部分洗浄	2.2.1 表「壁 1.部分拭き」による。 2.2.1 表「壁 2.除塵」による。 2.2.1 表「壁 3.部分洗浄」による。
	手すり	1.拭き 2.洗浄	1.タオルで水拭きする。 1.汚れた部分を洗剤で洗浄し水拭きする。
	窓台	日常 1.除塵 2.拭き	1.タオル、ダストクロス等で埃を取る。 1.タオルで水拭き又は洗剤拭きする。
清 掃	照明器具	定期 1.拭き	2.2.1 表「照明器具 1.拭き」による。
	吹出口 及び吸 込口	1.洗浄	2.2.1 表「吹出口及び吸込口 1.洗浄」による。

2.3.1 表 ごみ処理事業

作業対象	作業項目	作業内容
運搬	1.中継所から集積所までの運搬	1.ごみ中継所に集められた塵芥・吸殻・厨芥などを区別して運搬する。
	2.各部屋から集積所までの運搬	1.各場所で集められた塵芥・吸殻・厨芥などを区別して運搬する。
処理	1.分別	1.ごみの種類ごとに分別して収集する。
	2.梱包	1.集められたごみを適当な分量に梱包する。

3.1.1 表 窓ガラスの清掃作業

作業項目	作業内容
1.洗浄	1.ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイジーで汚水を切る。 2.ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 3.ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。



樹木番号	場所	区分	樹種名	常落区分	現況幹周	単位	常緑	針葉	落葉
1	守衛所南	高木	スダジイ	常緑	160	cm	1		
2	守衛所南西	高木	クロマツ	針葉	38	cm		1	
3	守衛所南西	高木	キンモクセイ	常緑	161	cm	1		
4	守衛所南西	高木	クロマツ	針葉	51	cm		1	
5	守衛所南西	高木	キンモクセイ	常緑	168	cm	1		
6	守衛所南西	高木	ヤマモモ	常緑	121	cm	1		
7	守衛所南西	高木	ヤマモモ	常緑	85	cm	1		
8	守衛所南西	高木	モッコク	常緑	36	cm	1		
9	守衛所南西	高木	ヤマモモ	常緑	128	cm	1		
10	守衛所南西	高木	ヤマモモ	常緑	90	cm	1		
11	守衛所南西	高木	ヤマモモ	常緑	104	cm	1		
12	守衛所南西	高木	ヤマモモ	常緑	58	cm	1		
13	守衛所南西	高木	モッコク	常緑	57	cm	1		
14	守衛所南西	高木	サクラ	落葉	55	cm			1
15	守衛所北	高木	ネズミモチ	常緑	105	cm	1		
16	守衛所北	高木	ネズミモチ	常緑	120	cm	1		
17	守衛所北	高木	サクラ	落葉	155	cm			1
18	守衛所北	高木	ネズミモチ	常緑	70	cm	1		
19	守衛所北	高木	サクラ	落葉	180	cm			1
20	守衛所北	高木	サクラ	落葉	240	cm			1
21	守衛所北	高木	サクラ	落葉	107	cm			1
22	守衛所北	高木	サクラ	落葉	170	cm			1
23	守衛所北	高木	サクラ	落葉	60	cm			1
24	守衛所北	高木	キンモクセイ	常緑	155	cm	1		
25	本部棟南	高木	レッドロビン	常緑	40	cm	1		
26	本部棟南	高木	レッドロビン	常緑	40	cm	1		
27	本部棟南	高木	レッドロビン	常緑	40	cm	1		
28	本部棟南	高木	レッドロビン	常緑	40	cm	1		
29	本部棟南	高木	レッドロビン	常緑	40	cm	1		
30	本部棟南	高木	レッドロビン	常緑	40	cm	1		
31	本部棟南	高木	クスノキ	常緑	130	cm	1		
32	本部棟南	高木	サクラ	落葉	60	cm			1
33	本部棟南	高木	ヒノキ	針葉	127	cm		1	
34	本部棟南	高木	サクラ	落葉	105	cm			1
35	本部棟南	高木	サクラ	落葉	55	cm			1
36	本部棟南	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
37	本部棟南	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
38	本部棟南	高木	サルスベリ	落葉	41	cm			1
39	本部棟東	高木	キンモクセイ	常緑	101	cm	1		
40	本部棟東	高木	シラカシ	常緑	93	cm	1		
41	本部棟東	高木	アラカシ	常緑	93	cm	1		
42	本部棟北	高木	サクラ	落葉	45	cm			1
43	本部棟北	特殊	シュロ	常緑	40	cm	1		
44	本部棟北	高木	ミズキ	落葉	30	cm			1
45	本部棟北	高木	ハナミズキ	落葉	45	cm			1
46	本部棟北	高木	クヌギ	落葉	255	cm			1
47	本部棟北	高木	ハナミズキ	落葉	35	cm			1
48	本部棟北	高木	カキ	落葉	35	cm			1
49	本部棟北	高木	ウメ	落葉	45	cm			1
50	本部棟北	高木	モクレン	落葉	35	cm			1
51	建設安全実験棟北	高木	ケヤキ	落葉	152	cm			1
52	建設安全実験棟北	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
53	建設安全実験棟東	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
54	建設安全実験棟東	高木	コブシ	落葉	65	cm			1
55	建設安全実験棟東	高木	ケヤキ	落葉	168	cm			1
56	建設安全実験棟東	高木	ヒノキ	針葉	56	cm		1	
57	建設安全実験棟南	高木	ケヤキ	落葉	188	cm			1
58	建設安全実験棟南	高木	モクレン	落葉	58	cm			1
59	建設安全実験棟南	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
60	建設安全実験棟南	高木	コブシ	落葉	90	cm			1
61	建設安全実験棟南	高木	ヒノキ	常緑	40	cm	1		
62	建設安全実験棟南	高木	モクレン	落葉	35	cm			1
63	建設安全実験棟西	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
64	建設安全実験棟西	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
65	建設安全実験棟西	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
66	建設安全実験棟西	高木	ヒノキ	針葉	40	cm		1	
67	機械安全システム実験棟南	高木	ヒマラヤスギ	針葉	150	cm		1	
68	機械安全システム実験棟南	高木	ヒマラヤスギ	針葉	150	cm		1	
69	機械安全システム実験棟南	高木	ヒマラヤスギ	針葉	150	cm		1	
70	機械安全システム実験棟南	高木	モクレン	落葉	30	cm			1
71	機械安全システム実験棟南	高木	サクラ	落葉	273	cm			1
72	機械安全システム実験棟北	高木	ナツツバキ	落葉	40	cm			1
73	機械安全システム実験棟北	高木	ケヤキ	落葉	105	cm			1
74	機械安全システム実験棟北	高木	キンモクセイ	常緑	50	cm	1		
75	機械安全システム実験棟北	高木	ナツツバキ	落葉	45	cm			1

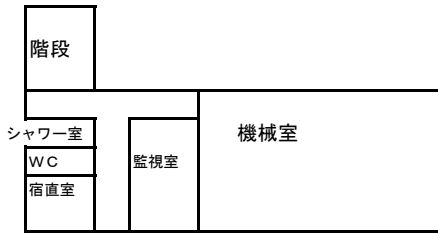
樹木番号	場所	区分	樹種名	常落区分	現況幹周	単位	常緑	針葉	落葉
76	共同実験棟東	高木	キンモクセイ	常緑	60	cm	1		
77	共同実験棟東	高木	ミカン	常緑	40	cm	1		
78	共同実験棟東	高木	ミカン	常緑	40	cm	1		
79	共同実験棟東	高木	ミカン	常緑	40	cm	1		
80	共同実験棟東	高木	キンモクセイ	常緑	70	cm	1		
81	共同実験棟西	高木	アラカシ	常緑	40	cm	1		
82	共同実験棟西	高木	ケヤキ	落葉	75	cm			1
83	共同実験棟西	高木	ケヤキ	落葉	82	cm			1
84	共同実験棟南	高木	ナツツバキ	落葉	35	cm			1
85	安全衛生機器センター西	高木	ビワ	常緑	70	cm	1		
86	安全衛生機器センター西	高木	ミカン	常緑	37	cm	1		
87	安全衛生機器センター西	高木	カキ	落葉	45	cm			1
88	安全衛生機器センター南	高木	リョウブ	落葉	42	cm			1
89	安全衛生機器センター南	高木	カキ	落葉	75	cm			1
90	安全衛生機器センター南	特殊	シュロ	常緑	50	cm	1		
91	安全衛生機器センター南	特殊	シュロ	常緑	50	cm	1		
92	安全衛生機器センター西	高木	ミズキ	落葉	37	cm			1
93	安全衛生機器センター西	高木	ツバキ	常緑	60	cm	1		
94	安全衛生機器センター西	高木	カキ	落葉	40	cm			1
95	安全衛生機器センター西	高木	ピラカンサス	常緑	40	cm	1		
96	化学安全実験棟東	高木	エゴノキ	落葉	30	cm			1
97	化学安全実験棟西	特殊	シュロ	常緑	50	cm	1		
98	配管等爆発実験棟東	高木	サクラ	落葉	270	cm			1
99	配管等爆発実験棟東	高木	サクラ	落葉	270	cm			1
100	配管等爆発実験棟東	高木	キンモクセイ	常緑	90	cm	1		
101	電気安全実験棟北	高木	オトメツバキ	常緑	40	cm	1		
102	電気安全実験棟北	高木	オトメツバキ	常緑	40	cm	1		
103	電気安全実験棟北	高木	オトメツバキ	常緑	40	cm	1		
104	電気安全実験棟北	高木	オトメツバキ	常緑	40	cm	1		
105	施工シュレション南	高木	ミズキ	落葉	45	cm			1
106	施工シュレション南	高木	ミズキ	落葉	45	cm			1
107	施工シュレション南	高木	ミズキ	落葉	45	cm			1
108	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	50	cm	1		
109	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
110	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
111	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
112	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
113	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
114	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
115	本部棟東	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
116	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
117	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
118	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
119	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
120	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
121	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
122	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
123	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
124	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
125	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
126	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
127	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
128	本部棟北	高木	ツバキ	常緑	40	cm	1		
129	建設安全実験棟南	高木	ツバキ	常緑	30	cm	1		
130	建設安全実験棟南	高木	ツバキ	常緑	45	cm	1		
131	建設安全実験棟南	高木	ツバキ	常緑	45	cm	1		
132	建設安全実験棟南	高木	ツバキ	常緑	45	cm	1		
133	建設安全実験棟南	高木	ツバキ	常緑	45	cm	1		
134	建設安全実験棟東	高木	モッコク	常緑	45	cm	1		
135	建設安全実験棟東	高木	モッコク	常緑	45	cm	1		
136	建設安全実験棟東	高木	モッコク	常緑	45	cm	1		
137	建設安全実験棟北	高木	モッコク	常緑	40	cm	1		
138	建設安全実験棟北	高木	モッコク	常緑	70	cm	1		
139	建設安全実験棟北	高木	モッコク	常緑	67	cm	1		
140	建設安全実験棟南	高木	モッコク	常緑	40	cm	1		
141	建設安全実験棟南	高木	モッコク	常緑	40	cm	1		
142	建設安全実験棟南	高木	モッコク	常緑	40	cm	1		
143	建設安全実験棟南	高木	モッコク	常緑	40	cm	1		
							84	14	45
								143	

建 物 等 配 置 図  
清 掃 作 業 範 囲

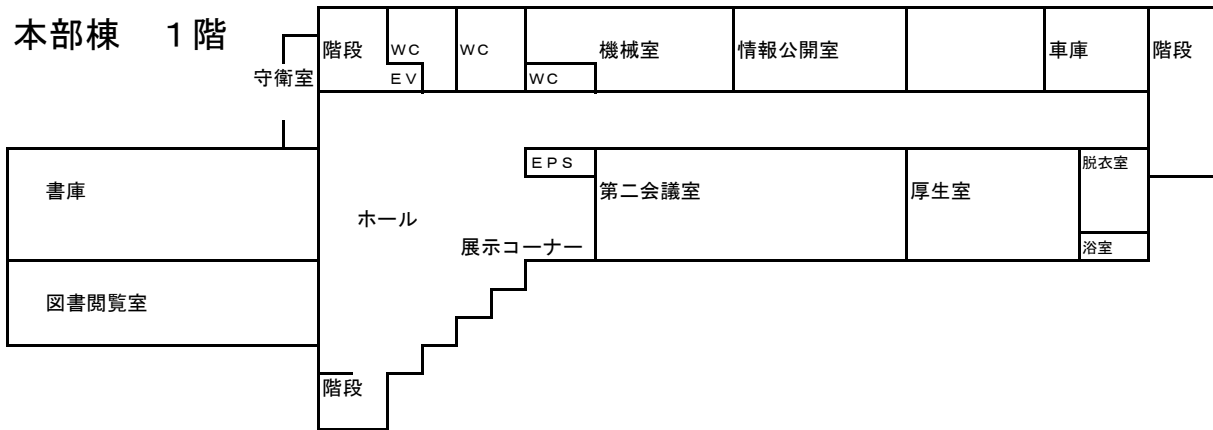
- ・・・外周フェンス部分
- - - 境界線部分
- ・・・草刈対象範囲



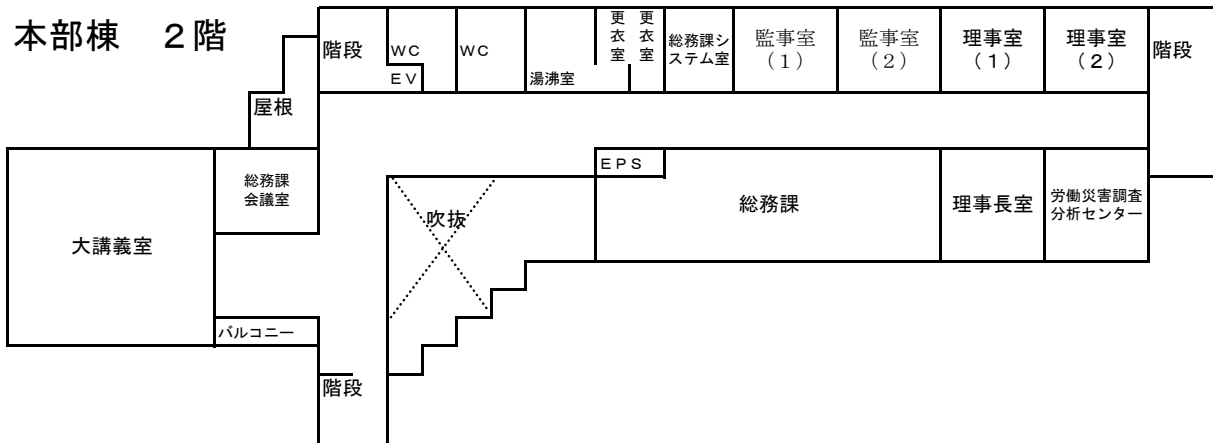
# 本部棟 地階



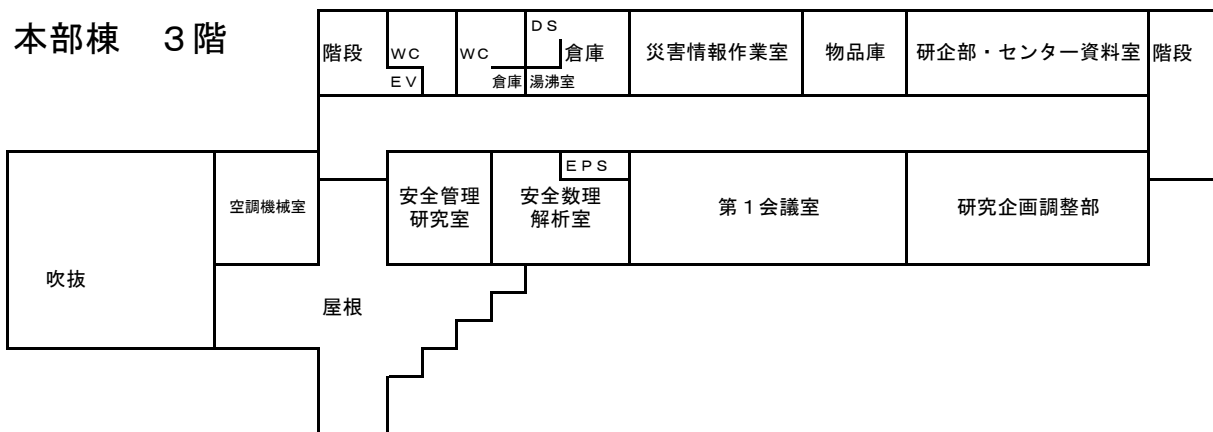
# 本部棟 1階



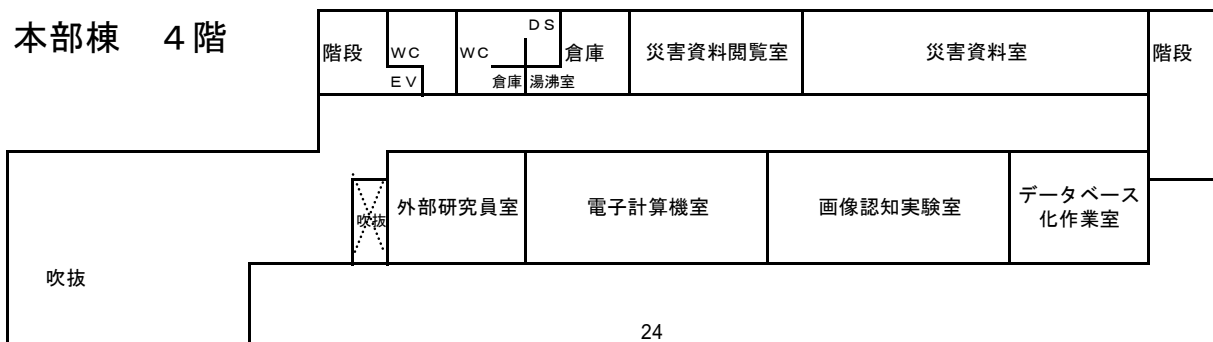
# 本部棟 2階



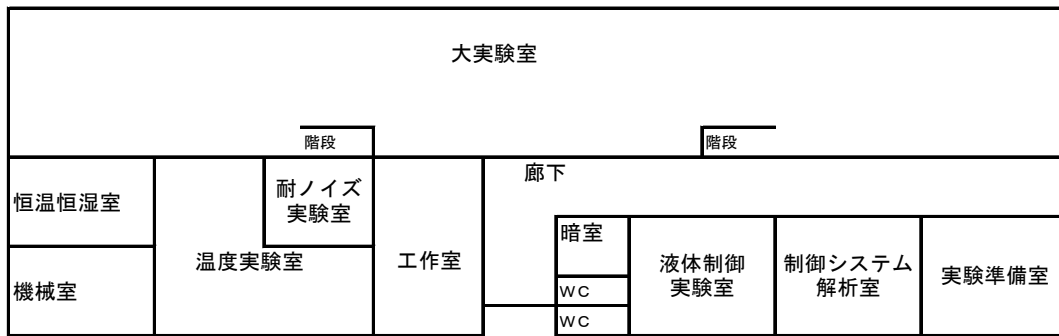
# 本部棟 3階



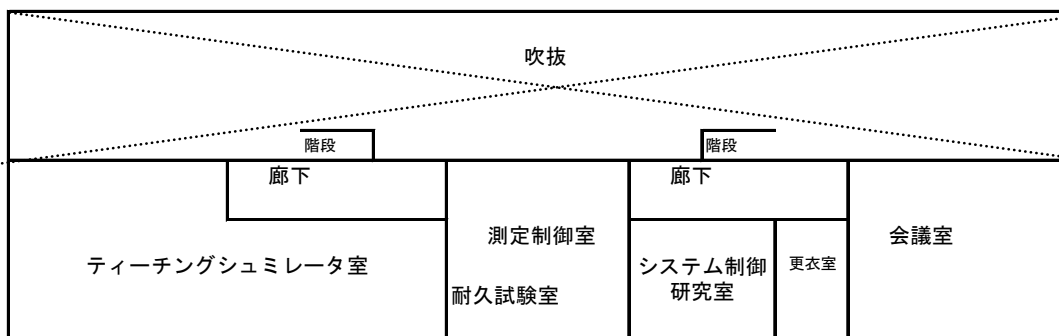
# 本部棟 4階



## 機械安全システム実験棟 1階



## 機械安全システム実験棟 2階

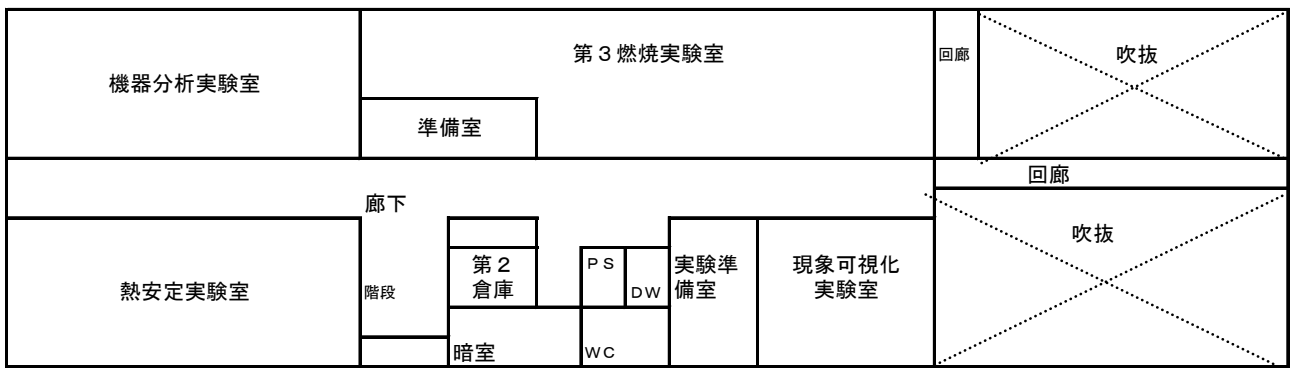




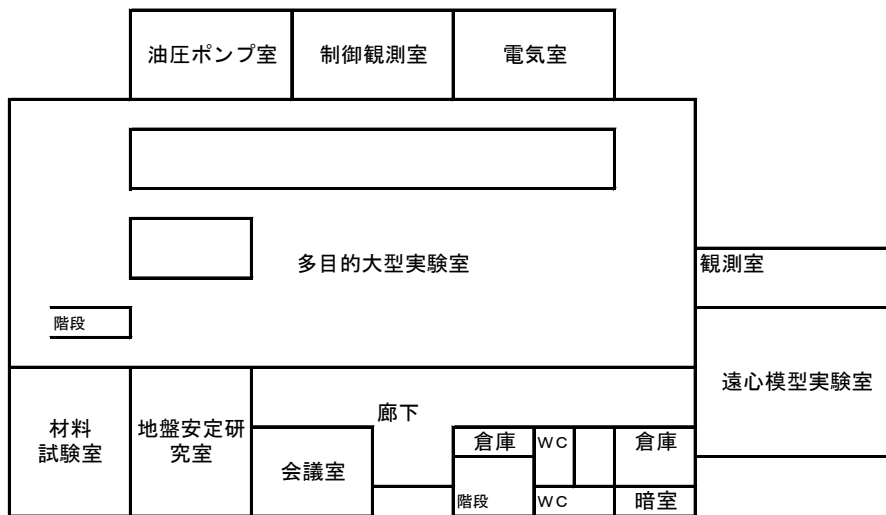
## 化学安全実験棟 1階



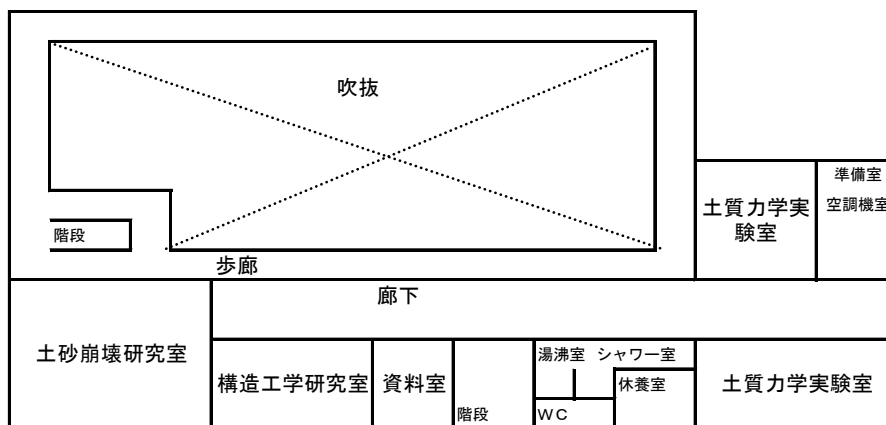
## 化学安全実験棟 2階



## 建設安全実験棟 1階



## 建設安全実験棟 2階



## 環境安全実験棟 1階



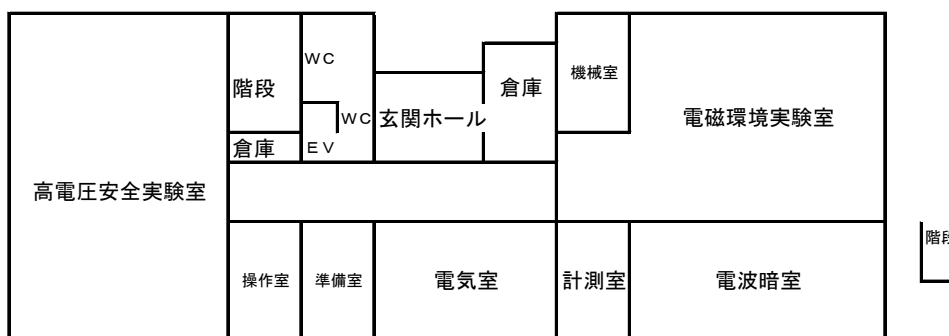
## 環境安全実験棟 2階



## 環境安全実験棟 3階



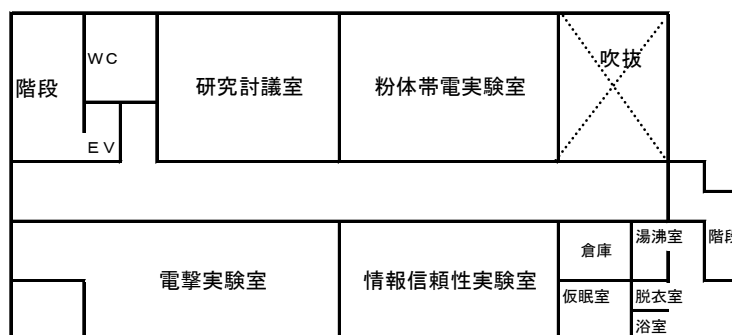
### 電気安全実験棟 1階



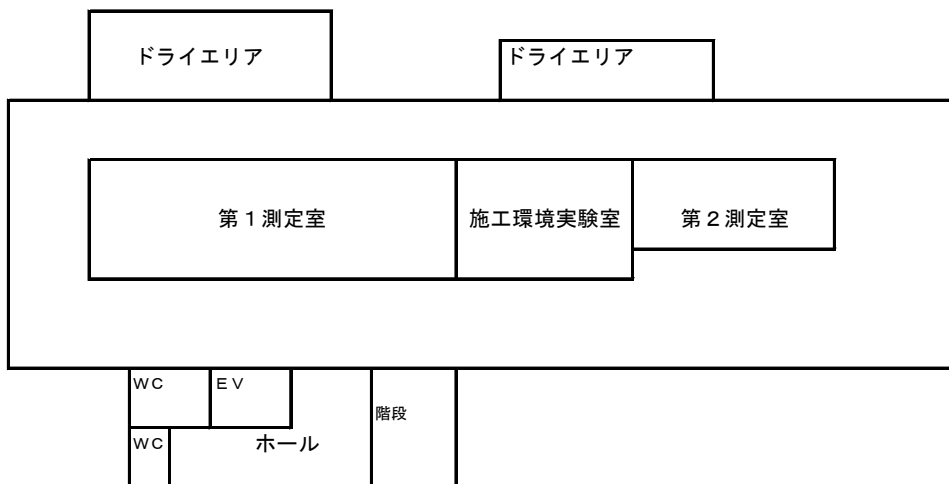
### 電気安全実験棟 2階



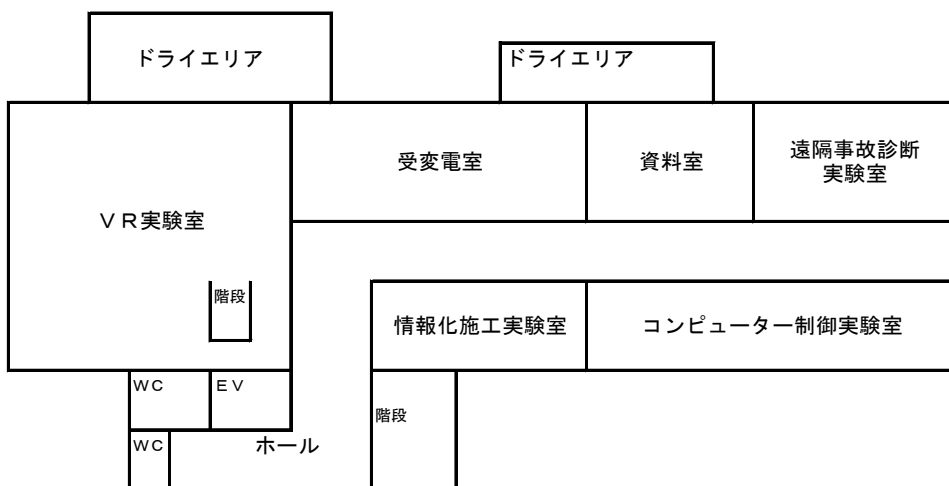
### 電気安全実験棟 3階



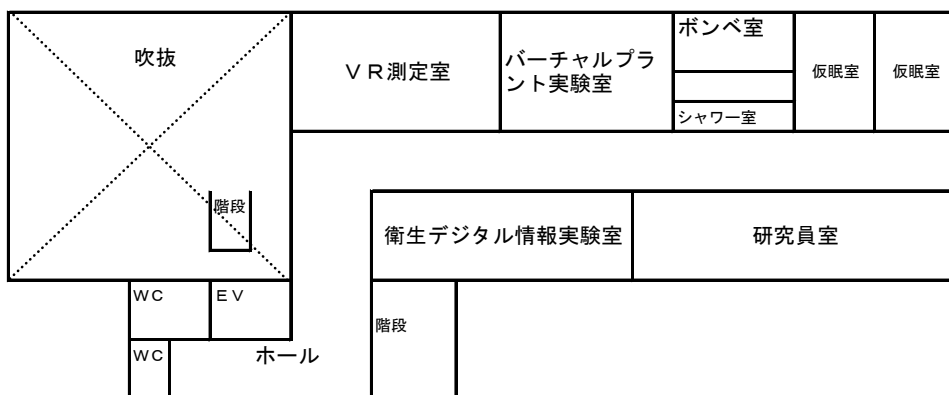
## 共同研究実験棟 地階



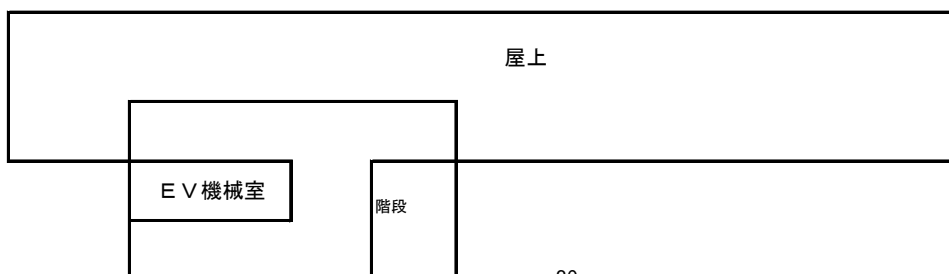
## 共同研究実験棟 1階



## 共同研究実験棟 2階

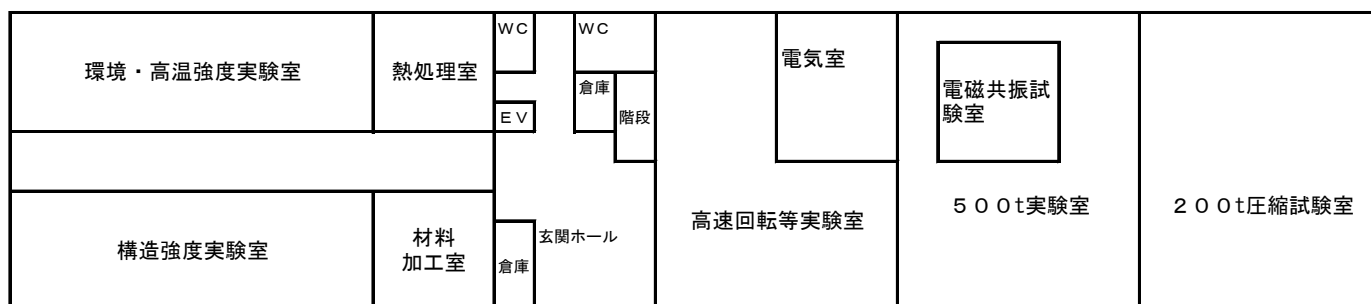


## 共同研究実験棟 屋上

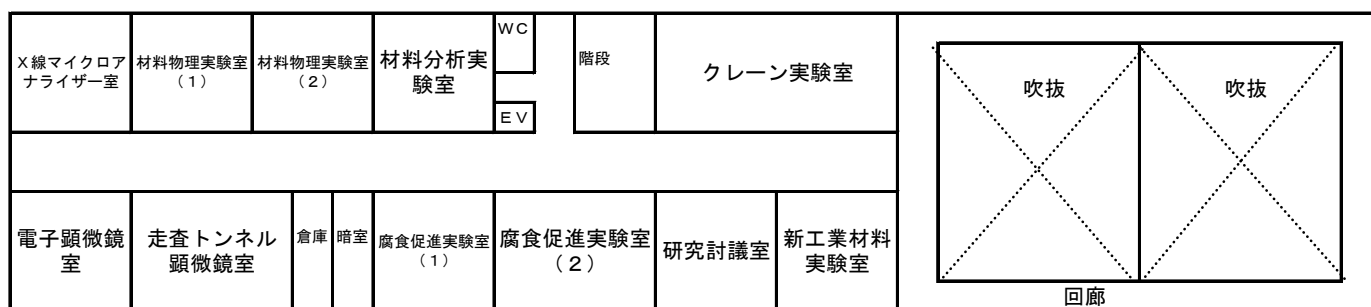


## 材料・新技術安全実験棟 1階

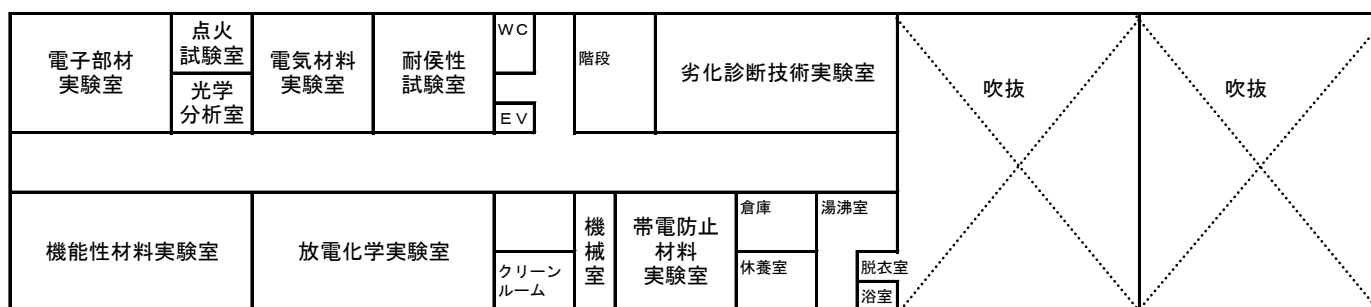
油圧ユニット室



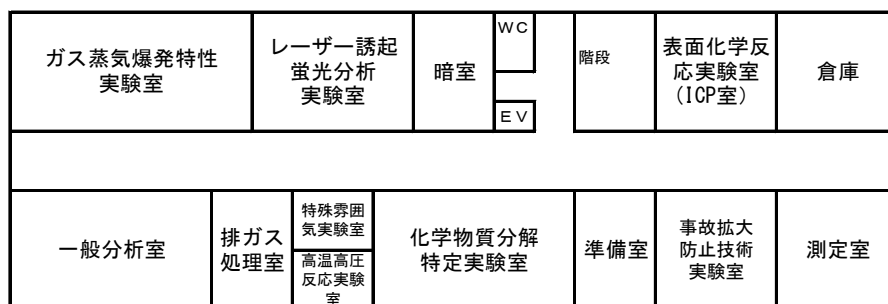
## 材料・新技術安全実験棟 2階



## 材料・新技術安全実験棟 3階



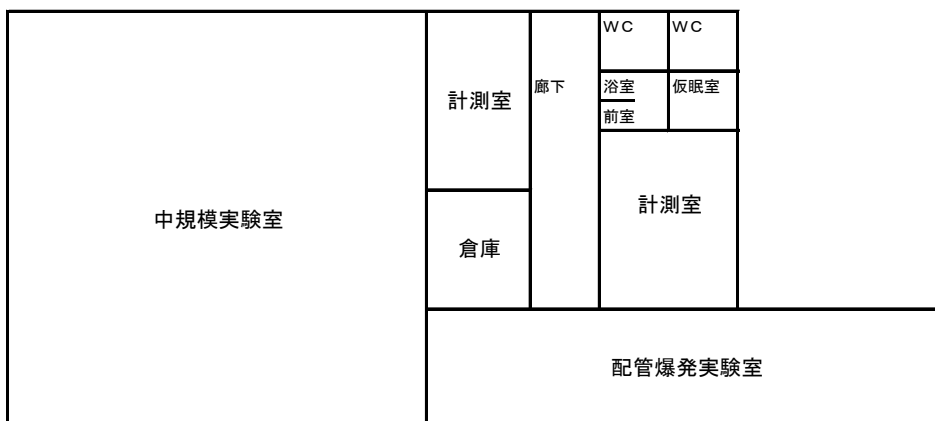
## 材料・新技術安全実験棟 4階



## 液体攪拌帯電実験室



## 配管等爆発実験施設



## 施工シミュレーション施設

